

平成30年度 第1回

稲城市住所整理審議会

平成31年2月6日(水)

平成30年度第1回
稲城市住所整理審議会会議録

日 時： 平成31年2月6日(水)
午前10時00分～午前11時30分
場 所： 市役所 庁舎4階 議会会議室

出席者	1番 高山 孝 夫	2番 高橋 純
	3番 末 永 彰	4番 榎本 勝美
	5番 土肥 英 生	6番 小谷田 政夫
	7番 石黒 和 彦	8番 能 勢 法好
	9番 鈴木 健 志	10番 市 村 聖 司

欠 席 者 なし

事務局	稲 城 市 長	高 橋 勝 浩
	都 市 建 設 部 長	吉 野 浩 章
	都 市 計 画 課 長	吉 岡 博 文
	都市計画係住居表示担当係長	黒 田 守 人
	都市計画係住居表示担当主事	山 口 哲 史

次 第

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状交付
- 3 委員あいさつ
- 4 審議会制度の説明
- 5 会長・副会長互選
- 6 諮問
- 7 稲城市住所整理基本方針(案)について
- 8 答申
- 9 今後の予定について

都市計画課長 本日はお忙しい中、また足元の悪い中、ご出席賜りましてありがとうございます。
ただいまより、第1回稲城市住所整理審議会を開催させていただきます。会議の進行を
させていただきます都市計画課長の吉岡と申します。よろしくお願いいたします。
本審議会は、住所整理事業の進捗を図るため、これまでの町界町名地番整理に住居表示
に関する法律に関する事項を所掌事項に加えまして、会議名称も稲城市住所整理審議会に
改正いたしました。今回は改正後初の審議会となります。
それでは、開会に先立ちまして、稲城市長より一言ご挨拶を申し上げます。

稲城市長 (市長挨拶)

都市計画課長 続きまして、市長より委嘱状の交付をいたします。

(委嘱状交付)

都市計画課長 ありがとうございました。
申しわけございませんが、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

都市計画課長 それでは、改めまして、会議を進めさせていただきます。
会長が決まるまでは、引き続き私が進行を務めさせていただきます。ご了承ください。
最初に、先日皆様に送付いたしました資料の確認をさせていただきます。
これまでの町界町名地番整理審議会委員をお願いしていた方には、条例改正に伴い解嘱
の辞令を机上に交付さしあげておりますので、ご確認の上、お受け取りください。
続きまして、本日使用する資料でございます。次第、平成30年度稲城市住所整理審議会
委員名簿、諮問文、稲城市住所整理審議会資料、稲城市住所整理審議会条例、稲城市住所
整理基本方針(案)、住所整理事業関連組織体系図、以上7点となっております。過不足等
ございませんでしょうか。
それでは、続きまして、次第3、委員の挨拶でございます。
お手元の委員名簿の順に、高山委員から自己紹介をお願いいたします。

(各委員あいさつ)

都市計画課長 続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局あいさつ)

都市計画課長 続きまして、次第4、審議会制度について事務局よりご説明いたします。

住居表示担当係長 条例の説明に入る前に、この事業は関連する組織が複数ありますので、その体系をご説

明します。追加でお配りした住所整理事業関連組織体系図をご覧ください。

左上の稲城市住所整理市民協議会は、稲城市住所整理基本方針（案）を策定するために設立しております。稲城市住所整理基本方針の決定を持って解散となります。

右側の住所整理地区市民検討会は、今後、住所整理を実施する地区で設立します。その地域の町区域の設定や町名などについて、検討をします。

次に、稲城市住所整理審議会ですが、町区域（町界・町名）の設定、地番の整理、住居表示に関する法律に関連する事項、その他住所整理に関することを、審議いただく市長の附属機関として、設置しています。

今後は、地区市民検討会で検討した事項を審議会で審議し、答申の後に市議会での議決を経て、住所変更という流れになります。

それでは、審議会制度について説明いたします。お配りした条例をご覧ください。

まず、条例の名称をこれまでの稲城市町界町名地番整理審議会から稲城市住所整理審議会に変更しています。これは、これまでの町界町名地番整理に関する審議のみを対象としていたものから、第2条4号の所掌事務に「住居表示に関する法律に基づく住居表示の実施に関する事項」を追加したことによるものです。

続いて、第3条の組織及び委員について、審議会の委員の数をこれまでの12人から15人に増員しています。これは、複数地区を対象とした審議を行う場合には、2号の「住所整理事業を実施する地区の法人及び個人を代表する者」の人数を増やす必要があることから増員としております。

続いて、第4条委員の任期については、3条2号の住所整理を実施する地区からの選出委員については、主にその地区に関する審議を行っていただくことから、これまでの2年から、その地区の審議が終了するまで、に変更しています。

以上が、主な改正点でございます。

都市計画課長 何かご質問等がございますでしょうか。

(なし)

都市計画課長 続きまして、次第5の会長・副会長の互選でございます。

これは、稲城市住所整理審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員のうちから互選により選出することになっております。

どなたか、立候補か推薦がございますでしょうか。

高橋委員 会長につきましては、町界町名地番整理審議会で会長をされていましたが土肥委員に会長を、副会長につきましては、自治会連合会であります榎本委員に副会長をお願いしてはいかがでしょうか。

都市計画課長 ただいま、会長を土肥委員に、副会長を榎本委員にとの発言をいただきました。皆様いかがでしょうか。賛成であれば拍手をお願いいたします。

(拍手)

都市計画課長 ありがとうございます。
それでは、会長を土肥委員に、副会長を榎本委員に決定いたしました。
それでは、会長の土肥委員には席を前のほうに移動をお願いいたします。

(移動)

都市計画課長 それでは、会長・副会長から一言ご挨拶をお願いできればと思います。

会長 ただいま会長に選出されました土肥でございます。前回の審議会から引き続き、よろしく
お願いいたします。
ぜひ活発な議論をして、皆さんの納得のいく結果を得たいと思いますので、よろしくお
願いいたします。

副会長 ただいま副会長に選出されました稲城市自治会連合会の副会長をしております榎本と申
します。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画課長 次に、傍聴についてご説明いたします。
本日は傍聴者が2名いらっしゃいます。傍聴に関しましては、稲城市住所整理審議会運
営要領により公開とさせていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、傍聴の方に入場していただく間、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

(傍 聴 者 入 場)

都市計画課長 それでは、これから先の会議の進行につきましては、稲城市住所整理審議会第5条第2
項により、会長が議長を務めることとなります。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、諮問の議題に入る前に定足数の確認をいたします。
本日は、委員10人全員が出席しておりますので、稲城市住所整理審議会条例第6条第2
項により、会議は成立しております。
それでは、議事に入ります。
次第6、諮問と次第7、稲城市住所整理基本方針（案）を一括議題とします。
事務局より説明をお願いします。

都市計画課長 諮問につきましては、事前に諮問文を配付させていただいておりますので、ご確認ください。
次に、次第7、稲城市住所整理基本方針（案）については担当の黒田から説明をさしあ
げます。

住居表示担当係長 お配りした「稲城市住所整理基本方針（案）」に沿って説明いたします。

まず住所整理という言葉についてですが、住所の並びを整理する方法は二種類あります。土地の番号である地番を振りなおす、「地番整理」と建物のあるところ住所を付けていく「住居表示」の二種類の手法があります。稲城市では、町の整備状況や地域の状況に合わせて、手法を使い分けていくため、住所整理としています。

次に、稲城市住所整理基本方針（案）の策定の経過についてです。住所整理は、今後、市内全域を対象に進める予定でありますが、これにはかなりの期間を要すると考えられます。そのため住所整理をする区域や時期で、考え方や進め方に変動が無いように基本方針を定めることになりました。住所整理は町の区域や町名の変更を伴いますので、資料の9ページに記載した市民、関連行政機関、事業者などで構成する「稲城市住所整理市民協議会」を設立し、平成29年8月から平成30年11月までの間、7回の協議会を開催し、案がまとまりましたので、お配りした資料のとおり市長へ報告がされました。

会議の経過については8ページに記載しておりますので、ご確認ください。

1ページをご覧ください。ここには、稲城市内の住所が乱れている現状と、後段に「住所整理事業は、合理的かつ整然とした住所及び所在地の表示に改めることで、市民生活の利便性や安全性、企業活動及び各種行政事務の遂行の改善・向上を目的としています。この稲城市住所整理基本方針は、住所整理事業を進める上で必要な町区域の設定や町名に関する事項及び事業の進め方等について、稲城市の方針を示すものです。」と住所整理の効果と目的を記載しています。

続きまして2ページには、稲城市の現状と各地区の面積及びこれまで実施した町界町名地番整理の状況について、示しています。

3月2日には平尾四丁目が誕生しますので、地区一覧にある「平尾9字46.8ha」が無くなり、平尾は一丁目から四丁目に整理されます。

続きまして3ページです。この事業では「大字」や「町区域」のように内容が似ている言葉の使い分けを定義しています。

また、下から二つ目の「実施地区」は、住所整理を実施する区域を含む大字と設定しています。具体的なイメージとして例を上げると、南山の区画整理区域は矢野口、東長沼、百村で構成されていますので、その三地区が実施地区となります。

一番下の「地区市民」については、実施地区内に居住している個人、所在地のある法人並びに土地又は建物を所有する個人及び法人をいいます。これは、後ほど説明する(5)実施地区での進め方に関連します。

続きまして4ページです。ここから基本方針の具体的な内容を示しています。

(1)住所整理の対象区域については、「ゴルフ場、多摩サービス補助施設、クリーンセンター多摩川周辺及び住所整理済みの地区（平尾、向陽台、長峰、若葉台）を除いた市内全域を対象とする」としています。住所整理は混乱した住所の解消が目的ですので、住宅の無い区域は対象外とする考えです。

続きまして5ページです。(2)町区域の設定については、「現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定します。」とし、さらに①町名の設定として「なるべく現行の大字名を踏襲し、原則として大字名に「〇丁目」を付けたものとします。②町界の設定とし

て「原則として、道路や河川等の恒久物を町界に設定します。ただし、地区市民の意向により、従来の町界を使用する場合があります。」としております。

具体的には、現行の大字区域は面積が非常に広く、大字同士の境界もわかりにくい箇所が多いので、道路や河川などのわかりやすい箇所を境界に設定し、さらに30～40haくらいの区域に分割します。その町名には、元の大字名を踏襲した名称に〇丁目を付けて行くというものです。東長沼を例に挙げれば、東長沼一丁目、二丁目というように区域を分割し町名を設定することになります。

この項目が、住所整理事業の一番の重要な内容とも言えます。市民協議会では、「大字界を道路などに変更した場合に、大字名が変更となる区域では、市民の理解が得られないのではないか」「変更となる場合は、新しい町名に変更すれば理解が得られるのではないか」などのご意見がありましたので、実際の町界や町名は、地域の皆さんと検討・協議をしながら決定することとし、米印に記載のあるように、場合によっては新町名の設定も可能としています。

続きまして6ページです。(3)住所整理の手法については、「土地区画整理事業区域（完了地区を含む）では、事業の進捗を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」の適切な手法で住所を整理します。これ以外の区域では、「住居表示」を原則とします。ただし、いずれの場合も実施地区の状況や、地区市民の意向を踏まえて、手法を決定します。」としています。

こちらについては、土地の並びが整理されていない箇所では、建物の位置で住所を決める「住居表示」が適切とし、土地区画整理区域では土地がきれいに並んでいますので、「住居表示」と「地番整理」どちらの手法でも整理可能としています。

こちらの項目に関しても、地域の皆さんと検討・協議をしながら手法を決定することとしています。

続きまして7ページです。(4)実施地区の決定方法については、「土地区画整理事業その他の都市基盤整備の進捗状況や、地域からの実施要望を踏まえ実施候補地区を選定します。その地区で住所整理を実施する合意が形成された場合には、実施地区として、詳細の検討に入ります。合意が形成されない場合には、実施を見送ります。」としています。

住所整理は、都市基盤整備が完了した箇所への実施が効果的ですので、その状況と住民の要望を踏まえて進めるようにします。なお、住民の合意という点に関しては、単に賛成・反対ということではなく、全く実施しないのか、部分的に実施が可能なのかなど、様々な検討をした上で合意形成を図ります。

(5)実施地区での進め方については、「実施地区では、地区市民と必要に応じて隣接地区の市民を含めて構成する、地区市民検討会を設立し、町区域の設定等の詳細について検討します。」として、先ほどから説明しております地域での検討・協議に関して、記載しています。

地区市民検討会自体は、市が設置いたしますが、委員については、地域の自治会等に相談をして選出します。

(6)住民や事業者等の協力については、住民や事業者に協力いただきたい項目として、

- ①地区市民検討会への参加に関すること。
- ②個々の住所変更手続きに関すること。

- ③自治会等を通しての住民への情報提供や意見収集に関すること。
 - ④街区表示板や住居番号表示板の設置に関すること。
- を記載しています。
説明は以上でございます。

会長 これより審議に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。
いかがでしょうか。
まず、私から一つだけ質問してよろしいでしょうか。
要望があるところ、あるいは、土地区画整理事業が進んでいるところで実施地区を決めて、そこで地区市民検討会を市が設立して検討を進めていくとのことですが、どの範囲で、どのような人を集めるかというのが、難しいところではないかと思っています。

住居表示担当係長 地区市民検討会のメンバーに関しては、事前に地域の自治会に相談をしながら、どういった方々にご参加していただいたほうが良いというご意見をいただいて、委員選任を進めていきたいと思っております。

会長 そこら辺は丁寧にお進めになるということですね。わかりました。
他に、何かございますでしょうか。
特になければ、答申に移りたいと思います。

会長 それでは、次第の8の答申に移ります。
案のとおり答申としてよろしいか、採決をとります。
案のとおり答申としてよろしい方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

会長 全員賛成いただきましたので、稲城市住所整理審議会条例第6条第3項により、稲城市住所整理基本方針（案）について案のとおり答申といたします。
それでは、今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

住居表示担当係長 現在施行中である坂浜地区の小田良土地区画整理事業が、平成32年度に完了の予定であることから、平成31年度より、これに併せた住所整理の実施について検討に入ります。
ポイントとしては、小田良区整区域を含めてどこまでを住所整理するか、その際の町名をどうするかとなりますが、それには坂浜全体を町区域の設定を検討する必要があります。
市内の坂浜地区の位置関係を示した図です。坂浜地区は元々広い区域でしたが、ニュータウン事業により分断され現在のような状況になっています。北側の区域は、ほとんどがゴルフ場ですが、ニュータウンとの境付近に、福祉施設と数軒の住宅があります。
次に、小田良区画整理区域の位置を示した図です。この区域を対象とするにあたり、坂浜全体をどのように整理するかを検討が必要になります。

できないと思います。ある程度、区域を分割して実施することを想定して、検討されるという流れですか。

住居表示担当係長 一度に住所整理することは難しいので、分割した区域に対して適宜実施していくことを考えています。なぜ全域を対象とするかといいますと、一丁目、二丁目というような設定をしていくに当たって、順を決めていかなければならないため、最初に町割りの最終形を大まかに決める必要があります。

能勢委員 3月に平尾四丁目が誕生するという話をお伺いしたのですが、電柱に街区表示板の設置はされるのでしょうか。

住居表示担当係長 3月の頭から設置することを考えています。

能勢委員 ありがとうございます。

石黒委員 最終的な意向確認の方法は、どのような手法で、どう判断していくのかをお聞かせいただけますか。

住居表示担当係長 まず、説明会での状況で検討していくような想定でおりますけれども、余りにも反対の意見が多いというような場合や、半々であるというような場合には、アンケートの実施等によって判断していく予定です。基本的には、説明会の状況次第ということで考えさせていただきたいと思っています。

会長 基本は、説明会をベースに、必要に応じてアンケートをするという考え方という回答ですね。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(なし)

会長 それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、本日の日程はこれで全て終了いたします。

以上をもちまして、平成30年度第1回稲城市住所整理審議会を閉会いたします。